

第9節 交通・輸送体制整備計画

第1項 緊急通行車両の事前届出	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 財政課
第2項 緊急輸送体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 土木課

【基本方針】

市は、関係機関と連携して、災害時に被災者の避難や救助・救急、医療、消火並びに応急対策用資機材、救助物資等の輸送に必要な緊急輸送体制（車両や輸送施設、輸送路等）の整備を平常時より進めておく。

第1項 緊急通行車両の事前届出

【現況】

市では、緊急通行車両としての事前届け出は行っていない。

【計画目標】【資料編*Ⅱ.3.11】

市は、県公安委員会に対し、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、市及び関係機関から緊急通行車両の事前届出をしておくこととする。なお、緊急通行車両の確認申請を受けた県または県公安委員会は、事前届出車両については確認に係る審査を省略し、別記様式第4の証明書及び別記様式第3の標章を直ちに申請者に交付することとなっている。

1. 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次の(1)、(2)の事項のいずれにも該当する車両とする。

*資料Ⅱ.3.11「緊急通行車両の証明書等(様式1～4)」

《事前届け出の対象となる災害時の緊急通行車両》

(1) 災害時において基本法第 50 条第 1 項に規定する以下の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
- b. 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- c. 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- d. 災害を受けた児童・生徒等の応急の教育に関する事項
- e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f. 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- g. 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h. 緊急輸送の確保に関する事項
- i. その他災害の発生の防御、または拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

2. 事前届出の申請

(1) 申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者(代行者を含む)。

(2) 申請先

申請に係る車両の使用本拠地を管轄する警察署または県警察本部交通規制課を經由して県公安委員会に申請を行う。

3. 申請書類

- 1) 緊急通行車両事前届出書 2 通
- 2) 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1 通
- 3) 自動車検査証の写し 1 通

4. 事前届出済証の保管及び車両変更申請

市及び関係各機関は、事前届出済証を適正に保管し、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合においては速やかに事前届出済証の返還または変更申請を行うものとする。

第2項 緊急輸送体制の整備計画

【現 況】

本市では、運送会社や建設会社等との緊急時の輸送あるいは道路啓開等に関する協定等は締結されていない。また、市内を走る災害時の緊急輸送路は下記の9路線が指定されている。

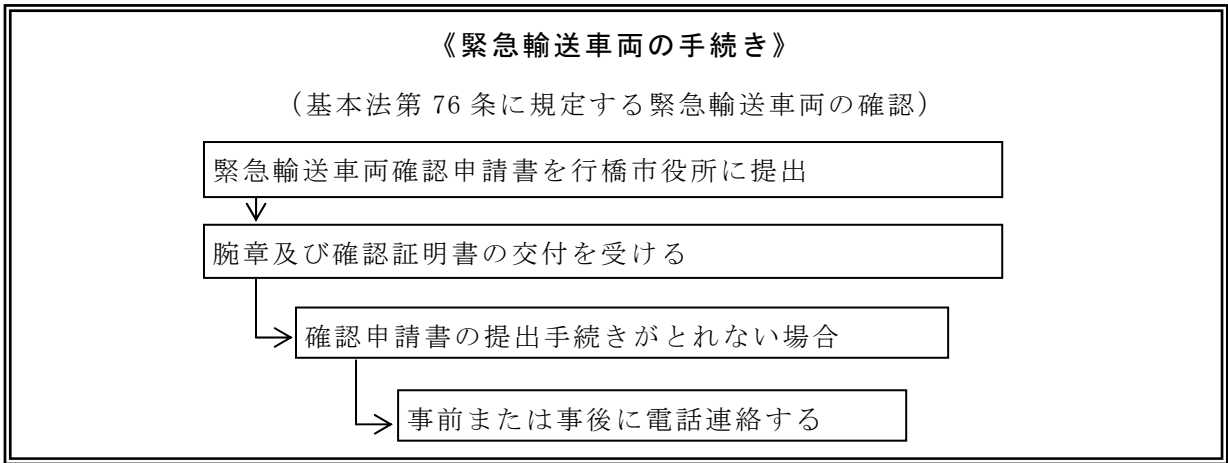
区 分	路 線 名	市内延長(km)	備 考
高速道路	東九州自動車道	7.1	平成26年度開通予定
国 道	国道10号	7.57	
	国道201号	5.65*	*延伸中のバイパス区 間を除く
	国道496号	7.895	
	椎田道路	1.85	
主要地方道	直方行橋線	11.825	
	行橋添田線	4.327	
	椎田勝山線	4.994	
	苅田採銅所線	3.601	
	門司行橋線	10.691	

(資料：行橋市都市計画マスタープラン に加筆)

【計画目標】

1. 輸送車両等の確保

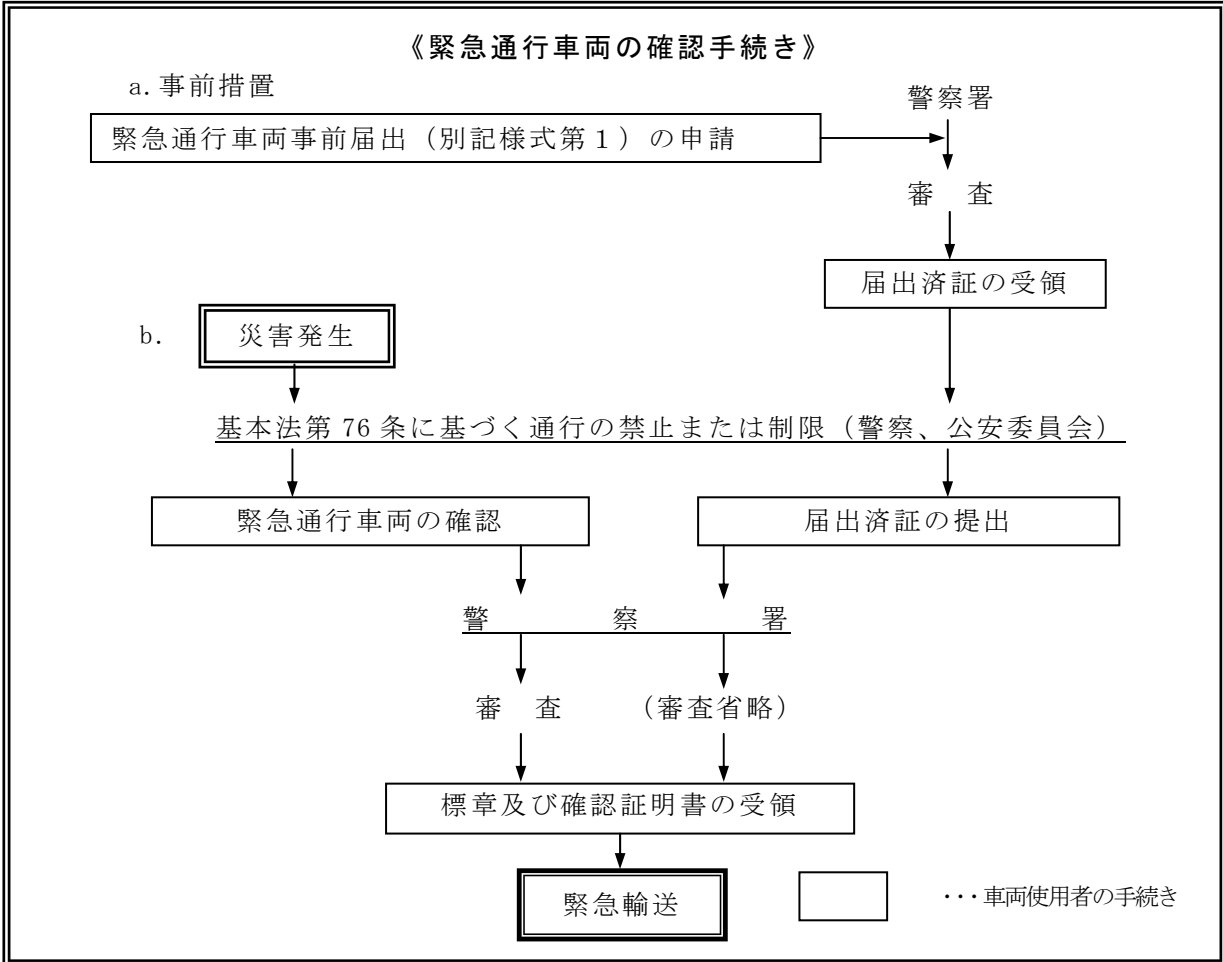
市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても輸送を考慮した協定締結に努める。



《災害時における交通の禁止及び制限》

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県またはこれに隣接しもしくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。

【資料編*Ⅱ.3.11】



*資料Ⅱ.3.11「緊急通行車両の証明書等(様式1~4)」

2. 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握しておくとともに、その整備に努める。なお、市は輸送施設・輸送拠点の整備に際し、平常時から道路、鉄道、空港・港湾の各施設管理者等の担当部局と緊密な連絡及び調整体制を確立しておき、災害に強い輸送ネットワーク網の確立に努める。また、輸送施設・輸送拠点整備に際しては、災害時臨時ヘリポート整備計画とも整合性をもたせた検討を進めるものとする。

3. 緊急輸送路の啓開体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておくものとする。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努めるものとする。